

四條畷市公式 note 利用に関するガイドライン

2020年5月22日 産業振興課

1 目的

note 株式会社(以下、note 社)が運用する note が有する操作性、拡散性、ビジュアル等を活かし、市や市内事業者の情報を積極的に発信するため、四條畷市公式 note pro アカウント(以下「アカウント」という)を取得し、四條畷市公式 note(以下「note」という)を通じた情報発信にあたり、利用者の誤解や混乱を生まないよう、アカウントのガイドラインを以下のとおり定めます。

2 アカウント情報等

- (1) ソーシャルメディアサービス名 : note (ノート)
- (2) アカウント名: shijonawate_city
- (3) アカウント URL : <https://shijonawate-city.note.jp/>

3 アカウント運営者

四條畷市市民生活部産業振興課

4 投稿者

アカウント運営者及び note を活用した発信を希望する投稿担当職員

5 対応時間

原則として開庁時間内(平日の午前8時45分～午後5時15分)に、各投稿者が必要に応じて不定期に投稿します。なお、開庁時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

6 投稿内容及び他アカウントとの関わり

- (1) アカウントからの投稿に関する編集権は一切に市に帰属します。
- (2) 以下に該当する投稿はアカウントから発信しません。
 - ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ③ 政治性のあるもの
 - ④ 宗教性のあるもの
 - ⑤ 社会問題についての主義主張
 - ⑥ 個人の氏名のみを広めるもの
 - ⑦ 美観風致を害するおそれがあるもの
 - ⑧ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ⑨ その他掲載する内容として不適當であると市長が認めるもの

(3) アカウントへの返信、リアクション、メッセージなどを通じた意見や問い合わせに対しては、原則、個別に対応しません。

(4) アカウントからは、市の機関を除き、原則、フォローやリアクションはしません。

(5) アカウントの投稿に対して、誹謗中傷や差別につながる返信（リプライ）等があった場合、該当する投稿を削除します。

7 免責事項について

(1) 利用者が使用するブラウザの種類など、閲覧環境に起因する支障や、note その他ウェブサービスに起因するサービスの停止、不具合等について、市は一切責任を負いません。

(2) 利用者が note の情報を用いて行う一切の行為及び note を利用したことにより被った損害及び損失について、市は一切責任を負いません。

(3) note から四條畷市以外の第三者が管理しているサイトにリンクを設定している場合、そのサイトを利用したことにより被った損害及び損失について、市は一切責任を負いません。

(4) 市は予告なしに note の内容、アカウント及びガイドライン等を変更又は削除する場合があります。

(5) アカウントは、note 社のシステムによって運用されているため、note 社のシステム運用状況に関して、市は一切お答えすることができません。また、note サイト、note 社並びに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法及び技術的な質問などに関しても、市は一切お答えすることができません。

8 問い合わせ

市政に対し、意見や問い合わせ等がある場合は、市ホームページ「市役所へのお問い合わせ」を利用いただくか、担当課までお電話でお願いします。